

平成31年度(2019年度)
教員免許管理システム開発費補助金

公募要領

平成31年2月
文部科学省

目 次

1.	事業の背景・目的	2
2.	事業の概要	2
3.	選定・採択方法等	3
4.	交付決定額の算定方法	3
5.	要件違反	3
6.	申請手続等	4
7.	本件担当	5

1. 事業の目的

教員免許更新制を円滑に実施するため、平成21年4月の制度導入時に開発した教員免許管理システムにより、都道府県教育委員会が保有する教員免許状の授与や更新等の情報を一元的に管理しています。

今般、免許状取得に必要な科目や単位数等を大幅に変更する教育職員免許法の改正（平成28年11月公布、平成31年4月施行）及び同法施行規則の改正（平成29年11月公布、平成31年4月施行）がなされ、本システムにおいて、これらの改正に適切に対応した授与ができるようにする必要があります。

また、現状の本システムでは、各々の免許状を主体とした管理でありつつ、一定程度において免許状所持者ごとに所持する免許状を確認できる状況にあります。一方、教員免許更新制において、平成21年4月以降に授与した免許状を所持する者（新免許状所持者）が複数の免許状を所持する場合の更新期限は、所持する全ての免許状の有効期間満了日のうち最も遅い日とされており、所持する全ての免許状情報を把握しなければ、更新期限が管理できない状況にあります。こうした現状を踏まえ、例えば、新たに免許状を取得した者の情報が本システムに反映されず、正確な更新期限を把握できないおそれのある状況等を改善するため、現職教員の免許状の更新期限をより確実に管理し、意図しない失効者の防止を図っていく必要があります。

このため、本補助金による支援を行うことで、教育職員免許法に沿った適切な免許状の管理や、免許状所持者の期限管理をより確実に管理できる体制となるよう本システムを改修し、教員免許更新制のより円滑な実施に資することを目的とします。

2. 事業の概要

(1) 補助対象事業

以下に掲げる教員免許管理システムを改修する取組

- ・教育職員免許法の改正及び同法施行規則の改正を踏まえた教員免許状の適切な授与を行う取組
- ・現職教員の教員免許状の更新期限をより確実に把握できる取組
- ・その他、上記取組に関連して行う取組

(2) 申請資格

- ・都道府県
- ・都道府県の連携の主体となることができる団体（交付金に係る事務の処理の代表となる団体）

(3) 選定件数

47件

※ただし、都道府県の連携の主体となることができる団体が、一括して申請する場合、選定件数は1件とします。

(4) 補助金交付予定額、補助期間、申請額

○補助金交付予定額の上限は、1件あたり1,100万円程度とし、予算の範囲内で補

助金を交付します。

※ただし、都道府県の連携の主体となることができる団体が、一括して申請する場合、補助金交付予定額の上限は、1件あたり51,900万円程度とし、予算の範囲内で補助金を交付します。

- 補助金の支払いは、精算払いにて行います。
- 補助期間は、交付決定日から平成32年（2020年）3月31日までとします。ただし、受託後、補助期間内に完了することができないと見込まれる場合においては、教員免許管理システム開発費補助金交付要綱第10条第2項に沿って対応を検討します。この場合においても、教育職員免許法等に沿った適切な免許状の授与を平成33年（2021年）3月から遅滞なく実施できることを前提に延長期間を設定することとします。
- 申請額は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付対象として認める経費（補助対象経費）の合計額とします。
- 補助対象経費の費目は、以下のとおりとします。
教員免許管理システム開発費

3. 選定・採択方法等

- 外部有識者にて構成する審査委員会の書類審査により選定を行います。
- 選定基準については、以下のとおりとします。
 - 1) 申請内容が、具体的かつ的確な計画となっており、実現性があること
 - 2) 実施方法が本事業の目的を実現する手段として妥当なものであること
 - 3) 事業の実施に当たって、関係機関との円滑な連携体制が取られていること
 - 4) 事業実施主体が、事業を適切に実施するための実績、組織体制及び財務能力を有していること
 - 5) 経費の見積り内容が合理的かつ明確であり、妥当な積算がなされていること

4. 交付決定額の算定方法

- 申請のあった事業を採択することとなった場合、交付決定額は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付対象として認める経費（補助対象経費）の合計額とします。
- 補助対象経費の費目は、以下のとおりとします。
教員免許管理システム開発費

5. 要件違反

公正な審査を行うため、以下の要件違反があった場合は審査対象外とします。

- ・教員免許管理システム開発費補助金交付申請書作成・提出要領に定める様式・方法と異なる場合
- ・補助事業の対象者以外の機関からの申請の場合

- ・その他、申請書の審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合

6. 申請手続等

○応募書類に必要事項を記入した上で、提出期限までに、文部科学大臣宛て郵送及び電子メールにより申請してください。

○応募書類

- 1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- 2) 事業計画書（第2号様式）
※なお、第2号様式には、教員免許管理システムの開発の概要及び計画が分かる資料（所要額に係る見積書及びスケジュール表など）（A4、様式任意）を審査要領の選定基準に留意の上作成し、別途添付すること
- 3) 収支予算書（第3号様式）（都道府県が申請者の場合のみ提出すること）
- 4) 応募団体の概要（第4号様式）（都道府県以外が申請者の場合のみ提出すること）
※なお、第4号様式には、事業実施主体の体制、財政基盤及びこれまでの実績を明らかにする資料（要覧、会社案内、財務諸表、定款等）を別途添付すること

○提出期限

平成31年3月8日（金）18時必着

- ※ 申請は、事業実施前に行う必要があるため、既に事業が実施されている又は完了しているものは申請できません（経費の支出に関連しない事前準備は除く）。
- ※ 補助対象経費は、事業を実施するために必要な経費であり、交付決定後に支出した経費に限ります。事業を実施するために必要な経費であっても、交付決定前に契約・発注等を行った経費については補助の対象になりません。

○公募説明会

次のとおり公募説明会を行います。

- ・日時：平成31年2月13日（水）14時～
- ・場所：文部科学省7F視学官室横会議室
（東京都千代田区霞が関3-2-2）

○提出部数（郵送による提出）

- ・正本 1部
- ・副本 1部

※ 正本・副本いずれも、以下の形で提出すること。

- ・片面印刷
- ・2箇所穴あけ

○提出先

【電子メールによる提出】

menkyo@mext. go. jp

※件名は、「【補助事業者名】平成 31 年度（2019 年度）教員免許管理システム
開発費補助金交付申請書」とすること

【郵送による提出】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係 宛て

※封筒等の表に「平成 31 年度（2019 年度）教員免許管理システム開発費補助金
交付申請書」と朱書きすること

○留意事項

- ・公募締切日後の企画提案書の提出、差し替え及び訂正は認められません。
- ・提出された申請書は、返却しません。
- ・審査・選定の過程で、当方から申請書に関して問合せする場合がありますので、申請書の写しを必ず控えておいてください。
- ・競争参加者から以下担当に問合せや相談等があった場合、他の競争参加者に対し公平・公正を期すため、その内容についてホームページ等を通じて周知いたしますので、御承知おき願います。

7. 本件担当

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係

電話 03-5253-4111（内線 3572）